

社会保障・税番号制度（マイナンバー）の 円滑な導入について

【担当省庁】内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省

- 1 国民の理解を得られるよう、マイナンバー制度の概要、メリット、安全性等について、周知・広報を強化するとともに、導入に向けた準備が必要となる事業者等への支援や体制整備を行っていただきたい。
- 2 平成 29 年 7 月の国・地方公共団体間の特定個人情報の連携開始にあたり、法定事務に準じた独自利用事務に関する情報連携に支障が生じないよう、法定事務に関する主務省令を早急に整備していただきたい。
- 3 マイナンバー制度を踏まえた「自治体情報セキュリティクラウド」の構築にあたっては、地方公共団体に新たな経費負担が生じないよう、十分な予算を確保していただきたい。

< 総務省の概算要求 >

- ・ 個人番号制度の導入、個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進
（204 億円）事項要求
- ・ 自治体情報セキュリティ強化事業 事項要求
自治体における不正通信の監視機能の強化等への取組に際し、より高い水準のセキュリティ対策を講じるためのインターネット接続ポイントの集約化やセキュリティ監視の共同利用等

【現状・課題等】

- 1 京都府では、これまで府広報紙やチラシ等による広報に加えて、経済団体とともに「京都中小企業情報セキュリティ支援ネットワーク」を立ち上げるなどの取り組みを行っているところであるが、国においても、個人番号カードの交付等窓口体制の運営支援を充実していくことが必要

- 2 平成 29 年 7 月から、国・地方公共団体間で特定個人情報の連携が開始されることとされており、現在、各地方公共団体において、法定事務に準じた独自利用事務についての情報連携に向けた検討・準備を行っているが、検討の前提となる法定事務について、番号利用法別表第一に規定された事務のうち約 3 割、番号利用法別表第二に規定された事務のうち約半数の事務について、未だ主務省令が定められていない状況であり、独自利用事務の検討に支障を来していることから、早急な主務省令の整備が必要
- 3 社会保障・税番号制度は、行政運営の効率化や国民の利便性の向上、社会保障・税分野における公平性・公正性の確保等のために国家的な情報基盤を構築するものであることから、基本的に国が負担すべき

【参考】

社会保障・税番号制度の導入スケジュール

平成 25 年 5 月	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等関係 4 法が公布、成立
平成 25 年 9 月	上記法律の改正法が公布、成立
平成 27 年 10 月	個人番号の付番・通知開始
平成 28 年 1 月	個人番号の利用及び個人番号カードの交付開始
平成 28 年 7 月	国・地方公共団体システム間の連携テスト開始
平成 29 年 7 月	国・地方公共団体間の情報連携開始

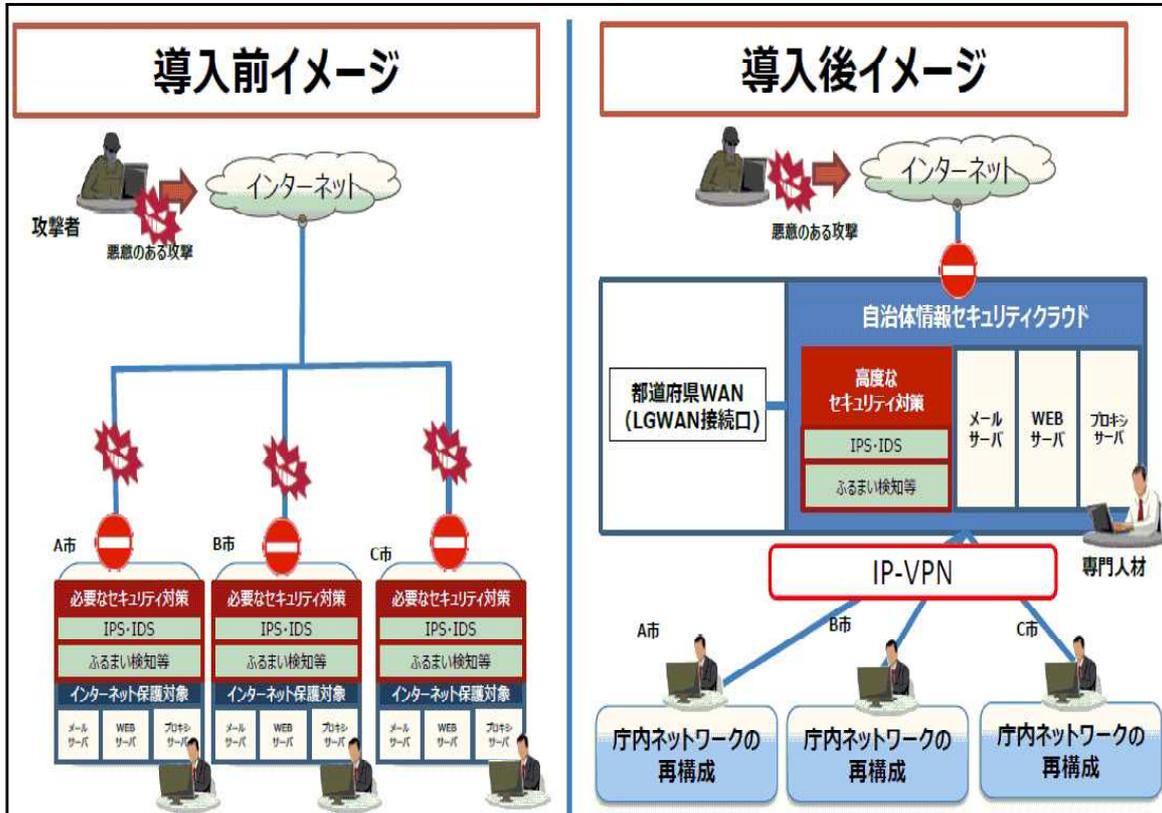
マイナンバー世論調査の結果

内閣府調査（平成 27 年 7 月 23 日～ 8 月 2 日）

調査対象	全国 20 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人 有効回収数 1,773 人（回収率 59.1 %）	
調査項目	マイナンバー制度の認知度	
	内容まで知っていた	43.5 %
	内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある	46.8 %
	知らなかった	9.8 %

京都府において「自治体情報セキュリティクラウド」の構築のために必要となる経費（京都府推計額） 府及び市町村分合計 約 35 億円

「自治体情報セキュリティクラウド」概念図



(総務省 新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化(案)平成 27 年 9 月 29 日)

【京都府の担当課】

総務部	総務調整課	075-414-4033
	自治振興課	075-414-4449
政策企画部	情報政策課	075-414-5761